資料３－２

第８期新潟市障がい福祉計画及び第４期新潟市障がい児福祉計画

成果目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

①　施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

令和 11 年度末において、令和７年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。

【考え方】

地域生活移行者数については、国の基本指針では令和７年度末時点の施設入所者数の６％以上を地域生活に移行することを基本としていますが、これまでグループホームなど地域生活への移行を進めてきたことで、現在の施設入所者の多くは、入所支援の必要度が高い方となっていることから、令和７年度末の施設入所者数 607 人のうち３％にあたる 18 人（１年あたり４人）が地域生活へ移行することを見込み、令和９年度から 11 年度までの３年間を計画期間とする本計画においては、当該見込みのうち３年分にあたる 12 人が令和 11 年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 地域生活移行者数	【目標値】 12 人	令和９年度から令和 11 年度までの 地域生活移行者数の目標
【参考】 基準となる施設入所者数	607 人	令和７年度末の施設入所者数

②　施設入所者の削減

【国の基本指針】

令和 11 年度末において、令和７年度末時点の施設入所者数の５％以上を削減することを基本とする。

【考え方】

施設入所者数については、国の基本指針では令和７年度末の施設入所者数から５％を削減することを基本としていますが、本市では令和７年度末での入所待機者が 161 人いることから、令和８年度末時点の見込みである 621 人を維持することとします。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 施設入所者数	【目標値】 621 人	令和 11 年度末の施設入所者数の目標

（参考：施設入所者数の推移）

	第６期実績			第７期実績		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度※
入所者数	604 人	596 人	596 人	591 人	607 人	621 人

※R8 年度は見込み

（参考：施設入所待機者数の推移）

		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
待機者数		175 人	176 人	184 人	208 人	161 人
（内訳）	身体	30 人	30 人	35 人	43 人	15 人
	知的	145 人	146 人	149 人	165 人	146 人

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①　心のサポーター数

【国の基本指針】

令和 15 年度末までに心のサポーター数が 100 万人（全国）となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とする。

【考え方】

令和７年度末までに 272 人の心のサポーターを養成しています。

心のサポーター養成研修を継続して実施し、令和 11 年度末までに 872 人の心のサポーター養成を目標とします。

【成果目標】

新

項目	数値	備考
【指標】 心のサポーター数	【目標値】 872 人	令和 11 年度末の心のサポーター数

（参考：心のサポーター数の推移）

年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度※	R9 年度※	R10 年度※	R11 年度※
養成研修実施回数	1 回	2 回	3 回	3 回	3 回	3 回	4 回	5 回
心のサポーター数	19 人	74 人	86 人	93 人	120 人	120 人	160 人	200 人

※R8 年度以降は見込み

②　市民のこころの状態

【国の基本指針】

住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、Ｋ６という尺度を活用し、評価することを基本とする。

【考え方】

令和４年国民生活基礎調査（新潟市）の数値をもとに、０～４点（問題なし）の人の割合が増加し、５～９点（要観察）及び 10 点以上（要注意）の人の割合が減少することを目標とします。

【成果目標】

新

項目	数値	備考
【指標】 市民のこころの状態 （Ｋ６を活用）	【目標値】 Ｋ６の点数 ０～４点（問題なし）　69.6%以上 ５～９点（要観察）　16.3%以下 10 点以上（要注意）　9.9%以下	令和４年国民生活基礎調査（新潟市）の数値をもとに設定

（３）福祉施設から一般就労への移行等

①　福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

令和 11 年度中の一般就労への移行者数を、令和６年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。

【考え方】

令和６年度の一般就労への移行実績（207 人）を 1.31 倍で乗じた数（271 人）以上が、福祉施設から一般就労へ移行することを目標とします。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 令和 11 年度の一般就労移行者数	【目標値】 271 人	令和６年度の一般就労への移行実績 207 人を 1.31 倍で乗じた人数

（参考：一般就労移行者数の推移）

	第６期計画			第７期計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
目標	160 人			194 人		
実績	152 人	199 人	189 人	207 人	224 人	(今後算出)

②　就労移行支援事業から一般就労への移行

【国の基本指針】

就労移行支援事業に係る移行者数を令和６年度実績の 1.14 倍以上とすることを基本とする。

【考え方】

令和６年度の就労移行支援からの一般就労移行者数(135 人)の 1.14 倍で乗じた数(153 人）を目標とします。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 令和 11 年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	【目標値】 153 人	令和６年度の一般就労への移行実績 135 人を 1.14 倍で乗じた数

③　就労移行支援事業利用終了者の一般就労への移行率

【国の基本指針】
　就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とする。

【考え方】
　令和 11 年度における就労移行支援事業利用終了者のうち、一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目標とします。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 令和 11 年度の一般就労移行の達成事業所の割合	【目標値】 50%以上	令和 11 年度における就労移行支援事業利用終了者のうち、一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合

④　就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行

【国の基本指針】
　就労継続支援 A 型事業に係る移行者数を令和６年度の移行実績の概ね 1.52 倍以上を目指すこととする。

【考え方】
　令和６年度の就労継続支援 A 型からの一般就労移行者数（30 人）を 1.52 倍で乗じた数（45 人）を目標とします。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 令和 11 年度の就労継続支援 A 型事業からの一般就労移行者数	【目標値】 45 人	令和６年度の一般就労への移行実績 30 人を 1.52 倍で乗じた数

⑤　就労継続支援Ｂ型事業から一般就労への移行

【国の基本指針】

　就労継続支援Ｂ型事業に係る移行者数を令和６年度の移行実績の概ね 1.67 倍以上を目指すこととする。

【考え方】

　令和６年度の就労継続支援Ｂ型からの一般就労移行者数（31 人）を 1.67 倍で乗じた数（51 人）を目標とします。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 令和 11 年度の就労継続支援Ｂ 型事業からの一般就労移行者数	【目標値】 51 人	令和６年度の一般就労への移行実績 31 人を 1.67 倍で乗じた数

⑥　就労定着支援事業の利用者数

【国の基本指針】

　令和 11 年度における就労定着支援事業の利用者数を令和６年度の実績の 1.47 倍以上とすることを基本とする。

【考え方】

　令和６年度の就労定着支援事業利用者数実績（225 人）を 1.47 倍で乗じた数（330 人）を目標とします。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 令和 11 年度の就労定着支援利用者数	【目標値】 330 人	令和６年度の利用実績 225 人を 1.47 倍で乗じた数

⑦　就労定着支援利用による就労定着率

【国の基本指針】
　就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本とする。

【考え方】
　過去６年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が、７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを目標とします。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 令和 11 年度の就労定着の達成事業所の割合	【目標値】 25%以上	令和 11 年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合

⑧　就労選択支援事業所の設置及び利用者数

【国の基本指針】
　（自立支援）協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置することを基本とする。
　令和 11 年度の就労選択支援を利用する障がい者の数を 82,000 人以上（全国）とする。

【考え方】
　市内の人口が多い区（中央区、西区、東区）に就労選択支援事業所を新たに各１事業所設置することを目標とします。
　また、就労選択支援事業の利用者数を令和７年度の１月当たりの利用者数の実績（１人）から、毎年度１人増と想定した令和 11 年度の見込量（５人）に 12 月を乗じた数（60 人）を目標とします。

【成果目標】

項目	数値	備考
新 【指標】 令和 11 年度末時点の就労選択支援事業所の設置数	【目標値】 ４事業所	市内の人口が多い区（中央区、西区、東区）に就労選択支援事業所を新たに各１事業所設置
新 【指標】 令和 11 年度末時点の就労選択支援事業の利用者数	【目標値】 60 人	令和 11 年度の１月当たり利用者の見込量５人に 12 月を乗じた数

（４）障がいのあるこどもの支援の提供体制の整備

①　中核的な支援機能を有する児童発達支援センターの設置数

【国の基本指針】
　令和 11 年度末までに、各市町村において、児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。

【考え方】
　令和 11 年度末までに、次に掲げる中核的な支援機能を有する児童発達支援センターが少なくとも１か所以上ある状態を維持します。
　なお、本市ではすでに２か所設置されていますが、新潟市立児童発達支援センター「こころん」について、中核的な支援施設としての役割をより明確にし、身近な地域での支援体制を強化していきます。
〇幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
〇地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
〇地域のインクルージョン推進の中核としての機能
〇地域の障がいのあるこどもの発達支援の入口としての相談機能

【成果目標】

項目	目標
【指標】 **令和 11 度末時点の中核的な支援機能を有する児童発達支援センターの有無**	**有**

②　インクルージョンを推進する体制及び協議の場の設置

【国の基本指針】

令和 11 度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

【考え方】

令和 11 年度末時点までに、保育所等訪問支援のサービスを提供する事業所が少なくとも１か所以上ある状態を維持します。

本市ではすでに８つの事業所で提供されていますが、障がいのあるこどもの地域社会への参加･インクルージョンを推進するため、学校をはじめとする訪問先の理解の促進と訪問支援体制の充実、支援件数の増加を目指します。

また、令和 11 年度末時点までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 **令和 11 年度末時点における障がいのあるこどもの地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制の有無**	**有**
新 **【指標】** **令和 11 年度末時点における保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の有無**	**有**

③　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保

【国の基本指針】

令和 11 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。

【考え方】

令和 11 年度末時点において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が少なくとも１か所以上ある状態を維持します。

また、利用者のニーズを把握しながら、必要に応じた定員数の増を目指していきます。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 令和 11 年度末時点における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの有無	有

④　医療的ケア児などに対する支援

【国の基本指針】

令和 11 年度末までに、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【考え方】

医療的ケア児などへの適切な支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を継続するとともに、医療的ケア児等コーディネーターによる支援を進めます。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 令和 11 年度末時点における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の有無	有
【指標】 令和 11 年度末時点における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無	有

⑤　障がい児入所施設に入所するこどもが大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

【国の基本指針】

令和 11 年度末までに、障がい児入所施設に入所する児童が 18 歳以降に大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

【考え方】

障がいのあるこどもの入所支援について、入所しているこどもが 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう関係機関と連携した協議の場を設け、移行調整を進めます。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 **令和 11 年度末時点における障がい児入所施設に入所するこどもが大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の有無**	**有**

⑥　教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率

【国の基本指針】

なし。（市独自の成果目標）

【考え方】

障がいのあるこどもが安心して教育・保育施設等を利用できるよう、教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率を、令和 7 年度末の 92.9%から令和 11 年度末に向けて増加させます。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 **令和 11 年度末時点の教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率**	**増加させる**

⑦　障がいのあるこども及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

【国の基本指針】
　令和 11 年度末までに、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

【考え方】
　障がい児相談支援について、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がいのあるこども及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保を目指します。

【成果目標】

新

項目	目標
【指標】 **令和 11 年度末時点における障がいのあるこども及びその家族への伴走的な相談支援の体制の有無**	**有**

⑧　強度行動障がいの状態にあるこどもの支援のための体制の整備

【国の基本指針】
　令和 11 年度末までに、強度行動障がいの状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【考え方】
　強度行動障害の状態にあるこどもについて、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

【成果目標】

新

項目	目標
【指標】 **令和 11 年度末時点の強度行動障害の状態にあるこどもへの支援体制の有無**	**有**

（５）地域生活支援の充実

①　地域生活支援の充実

【国の基本指針】

令和 11 年度末までに、各市町村は地域生活支援拠点等を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。

また、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置すること並びに年１回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【考え方】

平成 30 年度から整備を行っている地域生活支援拠点等について、コーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等における担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制により、引き続き、地域の実情を踏まえた機能の充実を図ります。また、障がい者地域自立支援協議会において年１回以上、運用状況の検証及び検討を行います。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 令和 11 年度末時点の地域生活支援拠点等の有無	有
【指標】 令和 11 年度末時点の地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置の有無	有
【指標】 令和 11 年度末時点の地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等における担当者の配置の有無	有
【指標】 令和 11 年度末時点の地域生活支援拠点等における支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の有無	有
【指標】 地域生活支援拠点等の年１回以上の支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施の有無	有

②　強度行動障がいの状態にある人への支援体制の充実

【国の基本指針】

令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいの状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。

【考え方】

強度行動障がいの状態にある人やその家族を支援するための夜間休日における相談支援体制の確保や、強度行動障がいの状態にある人を支援する支援者の研修を通じて、現状や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 **令和 11 年度末時点の強度行動障がいの状態にある人への支援体制の有無**	**有**

（６）相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和 11 年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び（自立支援）協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、基幹相談支援センターが（自立支援）協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。

また、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

【考え方】

基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業者等からの相談等に対し、専門的な立場から、指導・助言を行うとともに、地域づくりに向けた障がい者地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行います。

障がい福祉サービス等の利用に際し、担当の相談支援専門員がつかず、利用希望者本人・家族等がサービス等利用計画を作成するセルフプランについては、本市は他市町村に比べ少ない状況にありますが、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロにします。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 **令和 11 年度末時点における総合的な相談支援、地域の相談支援体制の充実・強化、及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの有無**	**有**
【指標】 **個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の有無**	**有**
【指標】 **のぞまないセルフプランの有無**	**無**

新

（７）障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

【国の基本指針】

都道府県において、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施することとする。

また、都道府県において、障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施することを基本とする。

加えて、各都道府県においては人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置することを基本とする。

また、各都道府県において、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。

【考え方】

支援力向上や多職種間・事業所間の連携推進のための研修などを実施することにより、障がい福祉サービス等事業所の負担軽減・質の向上を図ることで、障がい福祉人材の確保・定着を図ります。

また、障がい福祉現場における生産性向上のため、介護テクノロジーを導入する事業所を支援する体制を構築することで、直接処遇業務の負担軽減を図ります。

【成果目標】

項目	目標
新 **【指標】** **支援力向上や多職種間・事業所間の連携推進のための研修などの実施の有無**	**有**
新 **【指標】** **介護テクノロジーの導入支援体制の有無**	**有**

（８）障がい福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

令和 11 年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

また、障がい福祉サービス等情報公表制度について、各都道府県、政令市又は中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を 100%とすることを基本とする。

【考え方】

障がいのある方が真に必要とするサービス等を提供していくためには、関係法令等に対する深い理解によって現状を把握・検証し、利用者への適切な説明や事業所への指導・助言ができる職員が必要です。本市職員の障がい福祉に係る研修の参加等を通じて、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

また、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障がい福祉サービス等情報公表制度において、各事業所の情報が適切に公表されることが重要です。このため、本市管内事業所の情報の公表率及び更新率を 100%とすることを目指します。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 令和 11 年度末時点における障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の有無	有
新 【指標】 令和 11 年度末時点の障がい福祉サービス等情報公表制度における公表率及び更新率	【目標値】 100%

（９）障がいや障がいのある人への理解促進

①　新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発

【国の基本指針】
　なし。（市独自の成果目標）

【考え方】

平成 28 年 4 月、障がい者差別を解消し誰もが安心して暮らすことができる共生社会実現に向けて施行した「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の普及・啓発を図り、令和８年度の認知度を 43%以上とすることを目指してまいりました。

令和７年度時点で、認知度は 41.3%で目標を達成できなかったため、より一層の周知・啓発に努めていきます。

【成果目標】

項目	数値	備考
【指標】 令和 11 年度の条例認知度	【目標値】 43.0%	令和 11 年度に一般の市民を対象としたアンケートを実施し、条例認知度を調査
【参考】 令和７年度の条例認知度	41.3%	令和７年度に一般の市民を対象としたアンケートを実施し、条例認知度を調査

②　学校等を通じた新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発

【国の基本指針】
　なし。（市独自の成果目標）

【考え方】

小中学校等において、障がいのある人とない人の交流の機会を創出し、若年層の条例の周知・啓発を進めます。令和９年度から 11 年度までの本計画においては、令和７年度実績が 46 回だったことを踏まえ、令和 11 年度までに 55 回まで増加させます。

【成果目標】

項目	目標
【指標】 令和 11 年度の条例周知回数	【目標値】 年間 55 回以上